

平成28年度
みやざき大径材の家支援事業
応 募 要 領

平成28年6月
宮崎県木材協同組合連合会

1. 事業の目的

この事業は、森林資源の充実に伴い増加するスギ等の県産材を有効に活用するため、みやざきスギを積極的に活用する産直団体等による県産材活用住宅のPR活動や木材業界と住宅業界の連携グループによる県産の大径材を活用した家づくりの提案及び取組に対し支援することにより、県産材の需要拡大を図ることを目的とする。

2. 用語の定義

大径材 ……丸太の末口の径が30cm以上の素材

県産大径材…宮崎県内(以下「県内」という。)県内で生産、製材又は加工された国産材の大径材をいう。

県産材 ……県内において生産、製材又は加工された国産材製品をいう。

合法木材 ……林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月)に基づき合法性が証明される木材・木材製品

3. 事業の概要

3.1 公募内容

(1) 県産材活用住宅のPRに関する提案

次の各区分の片方又は両方について県産材活用住宅(産直住宅)の効果的なPRを行う提案

① 「みやざきスギ」産地見学会の開催

住宅建設希望者や工務店等を対象とした県内の山林や製材工場等の見学会等を開催すること。

② みやざきスギ活用住宅魅力体感見学会の開催

産直住宅の建設を促進するため、住宅建設希望者を対象とした、産直住宅の説明会や見学会等を開催すること。

※県産材を活用した住宅であることのPRを行う必要があります。

(2) 県産大径材活用住宅づくりに関する提案

大径材の付加価値を高めるため、県産大径材を活用した家づくりの提案、県産大径材を活用した住宅の建築及び広く一般消費者にPRを行うための見学会等の開催。

3.2 応募対象者

(1) 県産材活用住宅(産直住宅)のPRに関する提案

みやざきスギを積極的に活用する産直団体[5団体程度]

団体の事務局及び木材業界の企業・団体が構成員となる場合のその1者以上の木材業界の企業・団体が、県内において本社を有する企業・団体であること。

(2) 県産大径材活用住宅づくりに関する提案

木材業界(製材工場、プレカット工場等)と住宅業界(工務店、設計事務所等)から成る3者以上で構成される連携グループ。[15~20グループ程度]

ただし、木材業界のうち、1者以上は県内に本社を有する企業・団体であること。

なお、応募に当たっては、県内に代表者を置くとともに、事業を的確に遂行するに足る人員、経理的基礎、事務処理能力を有することが条件

3.3 公募要件

(1) 県産材活用住宅(産直住宅)のPRに関する提案

県産活用住宅(産直住宅)の建設及び県産材の利用拡大の推進に取り組む団体で規約等を定めており、かつ3者以上の構成員(企業又は団体)から成る団体であること。

(2) 県産大径材活用住宅づくりに関する提案

下記要件を満たすこと。

① 住宅の木造化・木質化に関し、県産大径材を積極的に活用し、普及・汎用性が高いと認められるものであること。

② 建築する住宅は、次の条件を満たすこと。

ア 主要部材(土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋かい、小屋 束、棟木、母屋、垂木、火打ち)に、県産材かつ合法木材を概ね80%以上使用して建築されること。

イ 梁・桁その他部材に県産大径材を活用した製材品を使用し、住宅完成後において当該部材が目視できること。(居住空間から当該部材を見ることができ、完成した住宅を訪れた者に対し、大径材を活用した住宅の良さをうたえるPR効果として期待できるもの。)

ウ 延床面積75㎡以上であるもの。

エ 建築した住宅の構造及び完成見学会等の開催により、広く公開が可能なもの。

③ 事例集作成を作成するため、事例集への掲載の了承と作成への協力をおこなうこと。

④ 事例集パンフレットを作成するため、住宅完成時の内部・外部の写真を各4枚以上提出すること。

3.4 事業の期間

事業は、採択決定日から平成29年2月28日(火)までの間に実施すること。

事業実績報告書等の関係書類は、平成29年3月10日(金)までに提出すること。

3.5 補助金の額

一応募者当たりの補助金の額は、次のとおり。

(1) 県産材活用住宅(産直住宅)のPRに関する提案

3.1の(1)において、提案がなされた内容の実施に直接関係する経費の3分の1以内ただし、補助額は予算の範囲内において決定します。

(2) 県産大径材活用住宅づくりに関する提案

3. 1の(2)において、提案がなされた内容の実施に直接関係する経費の3分の1以内、かつ補助上限額666千円以内です。

4. 補助金の範囲

事業に必要な経費として、次の経費を計上できます。

ただし、実際の補助金額は、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも応募書類において記載された所要経費額と一致するとは限りません。

なお、本事業に係る補助金の財源は宮崎県及び国の補助金を活用しております。県及び国の会計監査の対象となりますので、補助金の支出に当たっては適切な経理を行ってください。

4. 1 計上できる経費

(1) 県産材活用住宅(産直住宅)のPRに関する提案

①「みやざきスギ」産地見学会等の開催に係る次の経費

- (ア) 旅 費 見学会参加者や臨時雇用者の旅費
- (イ) 使用料及び賃借料 会議室、バス借上費に限る
- (ウ) 役務費 広告費、通信運搬費、手数料に限る
- (エ) 需用費 消耗品費に限る

②みやざきスギ活用住宅魅力体感見学会等の開催に係る次の経費

- (ア) 役務費 広告費、通信運搬費、手数料に限る。
- (イ) 需用費 ノボリ・看板制作費、消耗品費、印刷製本費、手数料に限る
- (エ) 賃 金 見学会等を開催する為に臨時に雇用する臨時雇用者の賃金
- (オ) 謝 金 見学会の会場を提供する施主様に対する謝礼金等

(2) 県産大径材活用住宅づくりに関する提案

- (ア) 旅 費 見学会参加者や臨時雇用者の旅費
- (イ) 役務費 見学会開催に関する広告費・通信運搬費に限る
- (ウ) 需用費 消耗品費、印刷製本費、ノボリ・看板制作費に限る
※ 会社の他の業務での使用と、本事業における使用が明確に区分できない
消耗品(例:プリンターのインク、トナー、電気代、水道代等)は対象外。
- (エ) 賃 金 見学会等を開催する為に臨時に雇用する臨時雇用者の賃金
- (オ) 謝 金 見学会の会場を提供する施主様に対する謝礼金等

4. 2 消費税の取扱

当事業においては、消費税額は補助の対象外とする。

よって、当事業における各経費は、消費税額を差し引いた金額で計画および報告していただきます。

4.3 補助金の支払い

本事業の補助金は、県産材活用住宅(産直住宅)のPRに関する提案に関する事業は、概算払い、県産材活用住宅づくりに関する提案に関する事業は、精算払となります。

5. 審査方法等

5.1 審査方法

応募提案の審査は、提出された提案書の内容が応募の要件を満たしているか先着順に順次書面審査を行い、採択提案を決定します。

なお、採択された提案の補助希望額の合計が予算に達した時点で、応募受付を締め切らせていただきます。

5.2 審査基準

当応募要領の内容に適合すること。

5.3 審査結果

審査結果は、応募者に通知します。

6. 補助金の交付を受けた者の責務

事業が採択され、本補助金の交付を受けた者(以下「事業主体」という。)は、次の条件を守らなければなりません。

6.1 事業の実施及び管理

事業実施上のマネジメント、事業の成果報告、補助金の適正執行、事業終了後の財産等の適正管理等、事業全般について責任を持っていただきます。

なお、補助金に係る経理事務については、事業主体の事務局において経理事務(口座の管理、会計帳簿への記帳・管理保管、機器設備等財産の取得及び管理など)をして下さい。補助金の管理責任については、事業主体が負いますのでご注意下さい。

6.2 知的財産権の帰属

事業により生じた特許等の知的財産権は、事業主体に帰属します。

6.3 取得財産の管理

補助事業により取得した財産の所有権は事業主体に帰属します。ただし、当該補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

6.4 関係者への説明と了承の取得

当該補助事業の成果は、事例集を作成するとともに、ホームページ等を通じて広くPRすることとしています。事業実施に当たっては、事例集等に写真や図面等が掲載されることがあることを関係者へ説明し、了承を得てください。

7. 応募方法

本事業に応募される方は、「みやざきスギの家づくり活動支援事業提案書」を宮崎県木材協同組合連合会あてに郵送等により提出してください。

応募期間は、平成28年6月20日から平成28年11月30日までとします。

※ 注意事項

- 1) 一の応募団体及びグループは、一の提案に限った応募とします。
- 2) 応募書類が、応募要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、当該応募を無効とします。
- 3) 応募書類はお返ししませんので、ご了承ください。
- 4) 採択された事業については、その概要を公表することがあります。

8. 問合せ先・応募書類の送付先

本事業に関する問合せ先及び応募書類の送付先は次のとおりです。

〒880-0805
宮崎県宮崎市橘通東1丁目11番1号
宮崎県木材協同組合連合会 担当 佃
TEL 0985-24-3400 FAX 0985-27-3590

※ 本応募要領の内容等については、今後変更がありうることをあらかじめご了承ください。